

動物の快適性に配慮した適正飼養指針

犬猫の展示販売施設（作業原案）

A. 環境：犬猫に適した生活・滞在の場所を提供する。

<p>①施設</p>	<p>(施設全般)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 施設は、飼っている犬猫の種類や数に見合った作りであること 〔三〕三条二八2. 施設は、犬猫を飼うことにかかわる作業を行うのに十分な広さであること 〔三〕三条二六3. 施設には、犬猫を飼うための設備（ケージ等）があること 〔二〕二条二四イ4. 建物には光を入れる窓または照明があること 〔二〕二条二四ロ5. 施設では、水が使えること（水が出て、流せる） 〔二〕二条二四ハニ6. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）が室内にある場合、温度を調整する設備（エアコンなど）があること 〔二〕二条二四ル7. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）が屋外にある場合、日差し、雨、風をさえぎる作りであること 〔二〕二条二四ヲ8. 犬猫のなき声、におい、毛などが飛びちることで、周辺的生活環境に多大な迷惑をかけないように、施設の出入口を管理できる作りであること 〔二〕二条四 <p>(飼養設備)</p> <ol style="list-style-type: none">9. 犬猫が寝るための場所と、それ以外の生活に使える場所があること 〔三〕三条一10. 犬猫が寝る場所は、犬猫が落ちついて休むのに適した広さであること 〔三〕三条一11. 犬猫が生活に使える場所は、犬猫がゆったりと動ける広さであること 〔三〕三条一12. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、飼っている犬猫によって、簡単にこわされない作りであること 〔三〕三条二七ホ13. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、空気が通る作りであること 〔三〕三条二七ハ
<p>②管理</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 1日に1回以上、施設の見回りを行い、建物や設備を点検した結果を記録すること 〔二〕二条二2. 施設や設備について、整備または修理した記録を残すこと 〔二〕二条三3. 犬猫が居る場所は、極端な低温や高温とならないよう、室温を管理すること 〔五〕五条一ト4. 犬猫が居る場所に、便や尿などの臭いがたまらないよう、換気や消臭を行うこと 〔二〕二条六5. 犬猫が居る場所に、毛やほこりが飛び散ったり、たまったりしないよう、掃除や換気を行うこと 〔二〕二条六6. 万が一、犬猫が逃げ出したときのために、犬猫の所有者がわかるようにすること

	<p>(マイクロチップの埋め込みについて方針を定めること) 法7条6 細5条一レ 国共通5</p> <p>7. 万が一、災害等がおきたときのために備え、犬猫の安全を守るための方法を定めること(避難場所、フードや水のたくわえなど) 細5条六ニ</p>
③動物	<p>1. 犬猫が寝る場所では、犬猫は立つ、向きを変える、横たわる、伸びをするなどの自然な姿ができること 細3条一 国共通1(2)ア</p> <p>2. 犬猫が生活に使える場所では、犬猫は歩く、向きをかえる、壁にふれずに尾をふる、遊ぶ、後ろ足で立つ、他の犬猫にふれずに横たわることができること 細3条一 国共通1(2)ア</p> <p>3. 適切な温度が守られており、犬猫に、ふるえや、パンチング(あえぎ呼吸)※などが見られないこと 細5条一カ</p>

※「ハアハア」と口を開けた早い呼吸のことで、これにより体に溜まった熱を逃がす

B. 食事：犬猫に適切な食事を提供する。

①施設	1. フードを保管する場所があること 法三条二四
②管理	<p>1. 犬猫の年齢や健康状態に合わせ、フードの種類、量、回数等を調整すること 法二条二 細5条一チ</p> <p>2. いつも新鮮な水が飲めるようにすること 法二条二 細4条一 細5条一チ</p>
③動物	<p>1. 犬猫は離乳を終えて、成体と同様のフードを自力で食べられること 法八条一</p> <p>2. 定期的に体重、体型(ボディコンディションスコア※など)、毛づやなどを評価し、良好な栄養状態であること 法十二条の二四</p> <p>3. 犬猫は食欲があり、成長に応じて順調に体重の増加が認められること 法八条一</p>

※目視と触診で体型(特に体脂肪のつき具合)を9段階(または5段階)で評価する手法

C. 習性：犬猫が通常の習性を示せるようにする。

①施設	<p>1. 施設は、犬猫に逃げられないような作りであること 法七条三 法三条二四 細3条四 国共通3(1)ア</p> <p>2. 犬猫が遊ぶためのおもちゃなどを用意すること 細4条二</p> <p>3. 必要に応じて、生活する場所とは別に、十分な広さおよび高さの運動場があること 細3条一</p> <p>4. 他の犬猫や人との交流でストレスを感じたときに隠れられる場所を提供すること 細5条一二</p>
②管理	1. 犬猫の年齢や健康状態に合わせて、方法や時間を定め運動させること 細5条一リ
③動物	1. 犬猫が寝る場所では、犬猫は立つ、向きを変える、横たわる、伸びをするなどの自然な姿ができること 細3条一 国共通1(2)ア

	2. 犬猫が生活に使える場所では、犬猫は歩く、向きをかえる、壁にふれずに尾をふる、遊ぶ、後ろ足で立つ、他の犬猫にふれずに横たわることができること 細3条一 国共通1(2)ア
--	--

D. 仲間：犬猫に適切な仲間を提供する。

①施設	
②管理	1. 犬同士・猫同士で遊べる時間をもうけること 細5条一 国共通1(1) 2. 犬猫を人に慣れさせる取り組みを行うこと 細5条一 国共通1(1) 3. 犬猫を社会生活（テレビ、掃除機、自動車などの日常生活で経験する音や光など）に慣れさせる取り組みを行うこと 細5条一 国共通1(1)
③動物	

E. 健康：痛み、怪我や病気から犬猫を守る

①施設	<p>(施設全般)</p> <p>1. 建築には、犬猫にとって有害な資材を使わないこと 細3条二</p> <p>2. ハエ、蚊、ノミ、ネズミなどが、簡単に入れないような作りであること（または侵入を防ぐための設備があること） 細三条二二</p> <p>3. 施設の床、内壁、天井は、掃除や消毒がしやすい作りであること 細三条二三</p> <p>4. 犬猫や器具などを洗うための設備（流しなど）があること 細二条二四ホ</p> <p>5. 掃除をするための道具があること 細二条二四ヌ</p> <p>6. 施設や器具などを消毒するための用具があること 細二条二四ハ</p> <p>7. 集めた汚れたものやゴミを廃棄するまでの間、保管しておく場所があること 細二条二四ト</p> <p>8. 死んだ動物の遺体を、一時的に保管できる場所があること 細二条二四チ</p> <p>(飼育設備)</p> <p>9. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、簡単に倒れないように建物の床などに確実に固定すること 細三条二七ニ</p> <p>10. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、でっぱり、穴、くぼみなどで、犬猫がけがをしないような形や材質であること 細3条二</p> <p>11. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、洗うことができる材質でできていること 細三条二七一</p> <p>12. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、便や尿がもれにくい作りであること 細三条二七ロ</p> <p>13. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、便や尿の受け皿となるトイレや床じきがあること 細4条四</p> <p>14. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）は、外部から内部の様子を見通すことができる</p>
-----	--

	<p>作りであること 国三条二七ハ</p> <p>15. 隣接する区画との間に、くしゃみによる飛沫を防ぐ対策を施すこと 国二十一条の二</p>
<p>②管理</p>	<p>(衛生)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）の掃除は、1日1回以上行うこと 国4条三 2. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）を掃除して集めた汚れものやゴミは、施設の周りに臭いがもれないように保管すること 国2条一 3. 犬猫を飼うための設備（ケージ等）が空いたときは、汚れをおとし、消毒してから保管すること 国4条五 4. 施設内の掃除や消毒は、エリアごとに方法や頻度を決めて行うこと 国2条一 5. 掃除と消毒を行ったことを台帳に記録し、これを5年間保管すること 国2条三 <p>(健康)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 展示を行わない夜間（午後8時～午前8時）に、顧客や見学者が施設に立ち入らないような措置が行われていること 国三条二九 7. 展示期間中の犬猫の健康状態に合わせて、犬猫を休息させる方法や時間について基準を定めること 国5条一ル 8. 施設で用いる薬品（洗剤、消毒剤、等）は、犬猫およびスタッフの健康への影響を考慮し、その種類・使用・管理方法等に関する基準を定めること 国共通4 9. 病気やけがの程度に応じて実施すべき対応や処置について手順を定めること 国二十一条の二 国5条二ニ 10. 犬猫の病気やけがについて、診察や相談をする獣医師を決めておくこと 国二十一条の三 国5条二ニ 11. 新しく飼いはじめる犬猫の健康状態を確認する方法や手順を定めること 国5条二イ 12. 感染症がうたがわれる犬猫を、ほかの犬猫から隔離する手段を定めること 国共通1（1）キ 13. 施設で飼われている犬猫の健康をチェックする方法と頻度を定めること 国十条三二 国二十二条の二 14. 犬では法令に基づき、狂犬病の予防注射と登録を行うこと 狂犬病予防法5条・5条 15. 定期的に混合ワクチンを接種すること 国5条二ハ 16. 消化管内寄生虫の予防対策を行うこと 国5条二ロ 17. 犬ではフィラリア症の予防対策を行うこと 国5条二ロ 18. 外部寄生虫（ノミ、ダニ等）の予防対策を行うこと 国5条二ロ 19. 人と動物の共通感染症（ブルセラ症など）の予防について、スタッフ教育を行うこと 国共通4

	<p>20. 届出が必要な動物由来感染症について、相談できる医師および獣医師を決めておくこと 国共通4</p> <p>21. ブラッシング、シャンプー、爪切りなど、定期的なトリミングで、きれいで健康的な体を保つこと 国十二条の二五</p> <p>22. 1日1回以上の見回りを行い、犬猫の数と健康状態を台帳に記録し、これを5年間保管すること 国5条一カ</p> <p>23. 治療をつくしても回復が見込めない場合の安楽殺は、獣医師により苦痛を与えない方法で行われること 国一般4</p>
③動物	<p>1. 定期的に体重、体型（ボディコンディションスコア*など）、毛づや、元気、食欲、排便、排尿等を評価し、良好な健康状態であること 国5条一カ</p>

※目視と触診で体型（特に体脂肪のつき具合）を9段階（または5段階）で評価する手法

《参考資料と略称》

1. 動物の愛護及び管理に関する法律・・・[国](#)
2. 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則・・・[国](#)
3. 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目・・・[国](#)
4. 展示動物の飼養及び保管に関する基準・・・[国](#)